

其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維
持シタル者ヲ扶助スベシ

第三條 前條ノ事業主トハ労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者
ヲ謂フ但シ第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ全部又ハ一
部ガ數次ノ請負ニ依リ爲サル場合ニ於テハ元請負人ヲ
其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス

前項但書ノ場合ニ於テ元請負人ガ書面ニ依ル契約ヲ以テ
下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタルトキハ其ノ下請負
人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於
テハ二人以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ
扶助ヲ引受ケシムルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ元請負人ガ扶助ノ請求ヲ受ケタルトキ
ハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ニ對シ先ヅ催告スベキ旨ヲ
請求スルコトヲ得但シ其ノ下請負人ガ破産ノ宣告ヲ受ケ
又ハ其ノ行方ヲ知レザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

等四條 第一條第一項第一號又ハ第四號ノ事業ガ専ラ同一
ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルモノナルトキハ其ノ注文
者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス

前條第三項ノ規定ハ前項ノ注文者ガ扶助ノ請求ヲ受ケタ
ル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハルル
場ニ於テハ労働者ノ扶助又ハ災害ニ關スル事項ノ調査
ヲ行フ

法律第五十五號(昭和六年四月二日公布)

第一章 労働者災害扶助責任保險法

第一條 政府ハ本法ニ依リ労働者災害扶助責任保險ヲ管掌
ス

第二條 労働者災害扶助責任保險ニ於テハ労働者災害扶助
法工場法又ハ鑛業法ニ基ク扶助責任ヲ保險スルモノトス
扶助責任ノ保險ヲ付スベキ事業ノ種類、保險スベキ扶助
責任ノ範圍及保險料率、保險料納付期日其ノ他保險料ニ
關スル事項ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事
ノ事業主及勅令ノ定ムル事業主ハ政府ト保險契約ヲ締結
スベシ但シ本法第三條第二項ノ場合ニ於テハ元請負人ニ
於テ保險契約ヲ締結スベシ

第四條 保險契約者ヲ以テ保險金受取人トス但シ前條但書
ノ規定ニ依リ元請負人ガ保險契約ヲ締結シタル場合ニ於
テハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ヲ以テ保險金受取人トス
政府ハ前項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助
受クベキ者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得

第五條 保險契約者ガ惡意又ハ重大ナル過失ニ依リ保險料
算定ノ基礎タル重要ナル事實ヲ告知セズ又ハ其ノ事實ニ
付不實ノ告知ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ保險金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコトヲ得

事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得

第六條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官署又ハ
吏員ヲシテ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第七條 事業主扶助ヲ爲スベキ場合ニ於テ其ノ資力アルニ
拘ラズ扶助ヲ爲サザルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒
ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ
虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 事業主未成年者若ハ禁煙障害者ナルトキ又ハ法人ナ
ルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令
ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ
關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ
限ニ在ラズ

第十條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人
其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキ
ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコ
トヲ得ズ

第十一條 本法中事業主ニ關スル罰則ハ國、道府縣、市町
村及勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ

附 則
本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 保險契約者保險料ノ拂込ニ付遲滞シタルトキハ其
ノ遲滞期間ニ於テ生ジタル事故ニ對シ保險金ニ付テハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコ
トヲ得

第七條 保險契約者又ハ保險金受取人ガ故意若ハ重大ナル
過失ニ依リ又ハ労働者災害扶助法、工場法若ハ鑛業法ニ
基ク危害豫防若ハ衛生ニ關スル命令ニ違反シタルニ依リ
扶助責任ノ原因タル事故ヲ生ゼシメタルトキハ勅令ノ定
ムル所ニ依リ保險金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコト
ヲ得

第八條 保險金支拂ノ義務及保險料返還ノ義務ハ二年保
料支拂ノ義務ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ依リテ消
滅ス

第九條 保險契約者又ハ保險金受取人ガ労働者災害扶助責
任保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シ民事訴訟ヲ提起スル
ニハ労働者災害扶助責任保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ
要ス

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中断ニ關シテハ裁判上ノ請求
ト看做ス

第十條 労働者災害扶助責任保險審査會ニ關スル規定ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 本法ニ依リ保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セ